

お知らせ
------

## 宅建業電子申請システムの休止について

宅地建物取引業者及び宅地建物取引主任者が免許申請や資格登録申請等の申請を行う宅建業電子申請システムにつきましては、平成19年9月から4手続について、同年11月にはさらに10手続について運用が開始され、以来3年余を経過したところです。

この間、国土交通省による利用者向け説明会の開催など、普及啓発及び利用促進に係る取組が実施されましたが、これまでの利用率は極めて低調であり、今後利用率が大幅に向上する見込みはなく、費用対効果の観点等から抜本的な見直しが避けられない状況になっております。

こうした電子申請を取り巻く昨今の情勢並びに運用経費を共同で負担する都道府県の厳しい財政事情を踏まえ、今般、国土交通省と都道府県で協議を重ねた上、平成23年度内に同システムを休止する方針が決定されたのでお知らせ致します。

具体的には、平成23年12月末をもって申請受付が停止され、平成24年3月末にはシステムが完全に休止されることとなります。

なお、同システムの申請受付停止後の平成24年1月1日以降の免許申請及び資格登録申請等の取扱いは、下記のとおりとなります。

### 記

区 分	取扱い
国土交通大臣免許に係る免許申請等	書面（紙）による窓口申請のみ
都道府県知事免許に係る免許申請等	一部の県を除き、上記のとおり （※詳細は当該県に照会すること。）
宅地建物取引主任者に係る資格登録申請等	